



《別紙》

答 申 書

令和4年11月8日

桶川市公共下水道事業審議会

目 次

1	1. はじめに	1
2	2. 下水道使用料適正化の必要性	3
3	3. 審議事項・審議結果	5
4	4. 審議結果に基づく使用料改定案	7
5	5. 附帯意見	10
6	6. 結び	12
7	持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための 使用料適正化について《審議事項経過報告》	13
8	桶川市公共下水道事業審議会委員名簿	24

1. はじめに

下水道は、汚水の速やかな処理による公衆衛生の向上や河川などの公共用水域の水質保全のための汚水整備と、降雨時の雨水の速やかな排除による浸水被害の軽減のための雨水整備があり、市民の皆様が快適で安心な生活を送るうえで欠かすことのできない重要な都市施設の一つです。

桶川市の下水道事業は、汚水と雨水を分けて流す分流式であり、昭和47年12月から整備を開始しました。汚水整備は昭和56年4月に供用開始となり、令和3年度末で中継ポンプ場4か所、路上ポンプ場5か所、管渠延長は約241kmの整備を行ってきました。また雨水整備はポンプ場1か所(汚水ポンプ場と兼用)、管渠延長約32kmの整備を行いました。

しかしながら、下水道施設の建設には多額の費用を要し、国庫補助金以外の財源の大半を地方債で賄っていることから、その償還にかかる費用が事業経営の大きな負担となっています。汚水施設の新規整備はほぼ終盤を迎えているところではありますが、今後は施設の老朽化に対応すべく、順次、施設更新を行っていくかなければならないため、地方債の償還額はさらに増えていく見通しです。

さらに、令和2年7月22日付け 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 企画専門官事務連絡『下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項』にて、「令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円(税抜き 以下同じ)/ m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合」は、社会資本整備総合交付金(国庫補助金)の重点配分の対象としないことが示されました。桶川市は、現時点でどの条件も満たしておりません。今後の施設更新を行う上で、国庫補助金が活用できなければ、下水道事業の経営はさらに苦しくなることになります。

桶川市では、供用開始以来、現在にいたるまで経営の基本方針として、効率的な下水道経営による経費節減を最優先事項とし、下水道使用料の値上げを一度も行っておりませんでした。そのため、下水道事業にかかる費用に対して、下水道使用料だけでは足りない分を一般会計が赤字補填してきました。しかしこれからは、少子高齢化社会による人口減少や節水機器の普及により、下水道使用料収入が

増加することは見込めず、このままでは一般会計への依存度が増すばかりの状況となってしまう。

これらのことから、本審議会では市長より『持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について』の諮問を受けるにいたりました。

下水道事業の経営原則である、下水道の汚水処理サービスにより利益を受ける者がその経費を負担すべきという“受益者負担の原則”と下水道事業は、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく“独立採算の原則”を礎とした経営を目指し、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、次のような結論を得ましたので、答申いたします。

2. 下水道使用料適正化の必要性

(1) 経費回収率の状況

桶川市では、公共下水道事業の基本方針として、効率的な下水道経営による経費節減を優先することとし、供用開始以来、消費税による改定を除いて一度も使用料の値上げを行うことなく汚水処理サービスの提供に努めてきました。現在の下水道事業の費用は、「職員人件費」、「下水道事業を維持するための経費」、「建設費及びそれに伴う借金の返済」の主に3つに大別され、その費用のほとんどは固定費であり、大幅に削減することが難しい状況です。

一方で、汚水処理にかかる経費を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標である経費回収率は、70%前後の低水準で推移しています。不足する費用は一般会計からの基準外繰入金(赤字補填)で補っており、地方公営企業の経営原則である「受益者負担(汚水私費)」、「独立採算」の原則に基づく経営が実現できていません。加えて、今後は少子高齢化による人口減少や節水機器の普及などから水需要が減少し、下水道使用料の増加は見込めないことから、経費回収率がさらに悪化することも危惧されます。

(2) 受益の公平性と一般会計からの基準外繰入金

一般会計の財源は、公共下水道事業の利用の有無にかかわらず市民の皆様が納入する市税を主な財源としています。この財源の中には公共下水道の未利用者の負担分も含まれています。一般会計からの基準外繰入金(赤字補填)を公共下水道事業会計に繰り入れることは、都市整備部門や福祉部門及び教育部門などの他に充てられる予算を使ってしまうということもでき、これは税負担に対する受益の公平性の観点からも問題があると考えられます。

(3) 持続的運営のための施設更新

桶川市では、下水道施設の建設事業を昭和47年度に着手したことから、これからは、標準耐用年数50年を迎える下水道施設が増加していきます。『桶川市公共下水道事業経営戦略』では、更新費用の平準化を図り、令和11年度以降は下水道施設の更新に、毎年16億円もの費用がかかると試算されて

います。また、計画期間である令和32年度までに、総額で約334億円もの更新費用が必要となる見込みです。

(4) 社会資本整備総合交付金の交付要件

前述の多額な施設更新を行うためには、国の補助金である社会資本整備総合交付金の活用が不可欠となります。しかし、その交付要件には、使用料単価150円/ m^3 (3,000円/20 m^3)、経費回収率80%などを意識した使用料の適正化を図ることが必要とされておりますが、桶川市の現状としてはそれらを満たしておりません。

(5) 下水道使用料の適正化の必要性についてのまとめ

以上のことから、桶川市公共下水道事業審議会の全委員が、下水道使用料の適正化は必要であるとの認識を持ちました。特に今後の下水道事業は、耐用年数を超えた施設の更新を行っていくことになり、その費用に国からの補助金の活用が不可欠であることから、交付要件を満たすために、令和6年度末までに使用料の適正化を行うことは、避けられないとの結論になりました。

3. 審議事項・審議結果

【審議事項①】目指すべき目標について …P17資料参照

- ・候補A(目指すべき水準:標準形)

3,000円:1か月20 m³ 使用時の使用料(税抜き)

使用料対象経費を回収し、赤字を解消するうえでの最低限の水準

- ・候補B(目指すべき水準:理想形)

3,350円:1か月20 m³ 使用時の使用料(税抜き)

使用料対象経費を回収したうえで、将来の更新投資分を確保する水準

《審議結果》 候補B

【審議事項②】目標の達成方法について …P18資料参照

- ・(1)1段階で改定する方式
- ・(2)2段階で改定する方式 その1:均等に値上げ
- ・(3)2段階で改定する方式 その2:初回でより多く値上げ

《審議結果》 (2)2段階で改定する方式 その1:均等に値上げ

【審議事項③】使用料体系案の検討 …P19資料参照

〈第1段階目の改定について審議〉

- ・ケース①:基本料金のみを値上げし超過料金は据え置き

- ・ケース②:ケース①をベースに基本料金区分を変更

(1 m³ ～ 10 m³ /月)⇒(1 m³ ～ 8 m³ /月)

- ・ケース③:基本料金・超過料金双方を値上げ

- ・ケース④:ケース③をベースに基本料金区分を変更

(1 m³ ～ 10 m³ /月)⇒(1 m³ ～ 8 m³ /月)

《審議結果》 ケース②:ケース①をベースに基本料金区分を変更

(1 m³ ～ 10 m³ /月)⇒(1 m³ ～ 8 m³ /月)

※第2段階目の改定については、第1段階目の使用料改定後に、新たな使用料算定期間を設けて再度審議予定。

《審議結果まとめ》

【審議事項①】目指すべき目標について

3, 350円:1か月20 m³ 使用時の使用料(税抜き)

【審議事項②】目標の達成方法について

2段階で改定する方式その1:均等に値上げ(税抜き)

第1段階2, 600円/20 m³・1か月(800円値上げ)

第2段階3, 350円/20 m³・1か月(750円値上げ)

【審議事項③】使用料体系案の検討〈第1段階目の改定について審議〉

基本料金のみを値上げし超過料金は据え置き、基本料金区分を変更

料金表(現行)

(税抜き)

料金区分	水量区分	
基本料金	1 m ³ ~ 10 m ³	700円
超過料金 (1 m ³ あたり)	11 m ³ ~ 30 m ³	110円
	31 m ³ ~ 50 m ³	120円
	51 m ³ ~ 100 m ³	130円
	101 m ³ ~ 200 m ³	140円
	201 m ³ ~ 500 m ³	150円
	501 m ³ ~ 1, 000 m ³	160円
	1, 001 m ³ ~	170円

料金表(改定後)

(税抜き)

料金区分	水量区分	
基本料金	1 m ³ ~ 8 m ³	1, 300円
超過料金 (1 m ³ あたり)	9 m ³ ~ 10 m ³	100円
	11 m ³ ~ 30 m ³	110円
	31 m ³ ~ 50 m ³	120円
	51 m ³ ~ 100 m ³	130円
	101 m ³ ~ 200 m ³	140円
	201 m ³ ~ 500 m ³	150円
	501 m ³ ~ 1, 000 m ³	160円
	1, 001 m ³ ~	170円

※第2段階目の改定については、第1段階目の使用料改定後に、新たな使用料算定期間を設け再度審議予定。

4. 審議結果に基づく下水道使用料改定案

(1) 現行の下水道使用料金表

桶川市公共下水道事業における、現行の使用料金表は以下のとおりです。

現行の使用料金表の特徴としては、月額の基本料金と汚水排除量に応じた超過料金からなる2部使用料制となっており、超過使用料は汚水排除量が多いほど単価が高くなる累進型の単価設定となっています。

下水道使用料(現行)

種別	使用料算定基準(1月につき)			
	基本料金		超過料金	
	汚水排除量	金額	汚水排除量別	金額(1立方メートルにつき)
一般汚水	10 立方メートルまで	700 円	10 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分	110 円
			30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	120 円
			50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	130 円
			100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分	140 円
			200 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	150 円
			500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分	160 円
			1,000 立方メートルを超える分	170 円

(2)改定後の下水道使用料金表案

桶川市公共下水道事業における、改定案の使用料金表は以下のとおりです。

現行の基本料金に含まれる汚水排除量を10立方メートルから、単身世帯の1か月あたりの平均汚水排除量(7.7立方メートル)を考慮して8立方メートルに下げ、金額を1,300円としました。また、超過料金の汚水排除量別区分に新たに8立方メートルを超え10立方メートルまでの区分を新設し、金額を1立方メートルあたり100円としました。

下水道使用料(改定案)

種別	使用料算定基準(1月につき)			
	基本料金		超過料金	
	汚水排除量	金額	汚水排除量別	金額(1立方メートルにつき)
一般汚水	8立方メートルまで	1,300円	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	100円
			10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	110円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	120円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	130円
			100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	140円
			200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	150円
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	160円
			1,000立方メートルを超える分	170円

(3) 下水道使用料金 新旧早見表 1か月 (税抜き)

区分 汚水排除量	現行	改定案	増加額
1 m ³ ~ 8 m ³	700 円	1,300 円	600 円
9 m ³	700 円	1,400 円	700 円
10 m ³	700 円	1,500 円	800 円
20 m ³	1,800 円	2,600 円	800 円
30 m ³	2,900 円	3,700 円	800 円
40 m ³	4,100 円	4,900 円	800 円
50 m ³	5,300 円	6,100 円	800 円
60 m ³	6,600 円	7,400 円	800 円
70 m ³	7,900 円	8,700 円	800 円
80 m ³	9,200 円	10,000 円	800 円
90 m ³	10,500 円	11,300 円	800 円
100 m ³	11,800 円	12,600 円	800 円
200 m ³	25,800 円	26,600 円	800 円
300 m ³	40,800 円	41,600 円	800 円
400 m ³	55,800 円	56,600 円	800 円
500 m ³	70,800 円	71,600 円	800 円
1,000 m ³	150,800 円	151,600 円	800 円
2,000 m ³	320,800 円	321,600 円	800 円
3,000 m ³	490,800 円	491,600 円	800 円
4,000 m ³	660,800 円	661,600 円	800 円
5,000 m ³	830,800 円	831,600 円	800 円

5. 附帯意見

◆本審議会は、新型コロナウイルス感染の拡大が深刻化し景気の先行きが不透明になるなか、さらにはウクライナ情勢に端を発した物価高騰による生活費の負担増も懸念されるなかで開催された。しかし、それらを考慮しながら審議するにはあまりに大きな問題であるため、本審議会では、純粹に下水道事業経営について審議し下水道使用料改定率及び改定方法の結論を得た。

しかしながら、公共下水道使用者である市民は、様々な社会情勢の影響を受けながら生活を営んでいることを鑑み、前述の事象を考慮して、市では可能な限り下水道使用料改定率の低減化を図ることについて、熟考願いたい。

◆使用料の適正化にあたっては、下水道使用者への説明を十分に行い、理解が得られるように努めていただきたい。特に桶川市が今まで使用料の改定をしてこなかったこと。少子高齢化社会と機器の節水化により収入が減少していく見通しの中で、老朽化した施設を更新していくため、国の補助金を活用するためには、使用料の改定が必要なことを丁寧に、わかりやすい資料などで工夫しながら周知していくことが必要だと考えます。また、周知方法については、市広報やSNS等の利用が考えられますが、自治会未加入者やインターネット環境がない方への配慮をしながら周知を行ってください。

◆下水道施設の大切さを知ってもらうPR活動をしてください。マンホールカードや審議会で使用した漫画「下水道のひみつ(学研)」などを活用し、下水道に興味を持ってもらうきっかけとなればと思います。そして、継続的に情報発信を行い、下水道の大切さを伝えてください。

◆今後、耐用年数を迎え、老朽化した施設の更新期を迎えます。更新費用を捻出するため負債が増大することが予測されます。令和4年度から、今後の更新計画である「桶川市公共下水道ストックマネジメント計画」の作成を始めたとのことですので、それに基づいて計画的かつ効率的な更新を行い、資本費の平準化を図り、負債の返済に過度の負担が生じないようお願いします。

◆下水道整備が完了した地区の未接続世帯に対して、引き続き接続の推進活動を行い、接続率の向上に努めてください。

◆今後の下水道事業の経営は、使用料改定後に経営戦略を見直して、それをもとに審議会で使用料適正化の審議を行い、必要に応じて使用料改定を行うことを5年程度のサイクルで実施していくよう国から要請されているという話がありました。そのため、桶川市でも使用料収入の水準が事業の規模に見合ったものになっているか、使用料体系がその時点での利用者の実態に適したものになっているのかなどを定期的に検証し、独立採算を目指し、安定した経営を行うことを望みます。

6. 結び

本審議会は、持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について、市長からの諮問を受け、公共下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくため、経営基盤をどう強化していくかについて、慎重な審議を重ねました。新型コロナウイルス感染症の影響やウクライナ等の国際情勢を契機とした物価高が進行し、今後の先行きが不透明な社会情勢の中での審議でしたが、ここで議論するにはあまりにも大きな問題のため、純粋に下水道事業の経営状況を鑑み、結論を出すにいたりました。

しかし、下水道事業の経営状況について純粋に審議した本答申書は、今後の下水道使用料の適正化についての基本的な方向性を示したものになったと考えます。本審議会の答申の趣旨を踏まえつつ、前述の問題に直面している利用者の生活状況も考慮し、下水道使用料の改定について慎重に決定されるよう期待します。

使用料の改定は、使用者の負担が増えることから、使用者である市民や事業所の理解と協力を得ながら行うことが重要です。そして、一般会計に過度の依存をすることなく、また、将来の利用者に負担を押し付けることなく、事業を推進していくことを期待します。

污水施設は、公衆衛生環境の向上のため、欠かすことのできない重要な都市基盤であることは周知のとおりです。桶川市の公共下水道事業が、公営企業として、不断の経営努力を行い、将来にわたり安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するため、独立採算の原則のもと、自立した経営を行っていくことを望みます。

持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための
使用料適正化について
《審議事項経過報告》

【審議事項①】目指すべき目標について …P17資料参照

使用料の適正化を検討する場合には、予測の確実性を担保することから、使用料算定期間は3年から5年程度に設定することが適当とされております。(公益社団法人日本下水道協会発行「下水道使用料算定の基本的考え方」2016年度版より)本審議会もそれに倣い、令和5年度から令和9年度にかかる5年間の下水道使用料及び事業コストの推計を行いました。その結果、使用料収入は人口減少に比例して緩やかに減少する一方、事業コストは過去の起債の償還金や流域下水道関係の費用等固定的経費が大半を占めるため、ほぼ一定額で推移する見込みとなりました。事業コストの一部5億47万円は公費負担の仕組みがあるものの、それを加味しても収入の不足額は5年間で13億8,070万円になるという推計結果となりました。この不足額を解消するため、今後目指すべき使用料の目標について2つの候補を考え審議しました。

候補Aは、赤字を解消する最低限の水準として、公費負担分を除いた不足額13億8,070万円を回収することを目指して使用料の適正化を図るものです。この場合の下水道使用料は、1か月 20 m³ あたり3,000円となります。

候補Bは、赤字を解消したうえで将来の更新投資分を確保する水準として、公費負担分を含めた18億8,321万円を回収することを目指して使用料の適正化を図るものです。この場合の下水道使用料は、1か月 20 m³ あたり3,350円となります。

審議を進め、委員全員の意見をもとに最終的な結論として、本審議会では、候補Bの1か月の下水道使用料は、20 m³ あたり3,350円が望ましいとの結論にいたりました。その主な理由は、審議会として目標になる理想たる数字を上げるべきである。3,350円というのは、負担としては大きいものであると認識をしていますが、現在の赤字経営による一般会計からの赤字補填に依存している状態を放置することもできない。また、下水道施設の更新投資分まで確保

していかなければ、結局は後の世代に借金をつけまわして責任転嫁しているだけで解決策にはならないというものでした。

【審議事項②】目標の達成方法について …P18資料参照

1か月 20 m³ 使用時3,350円に使用料の適正化を行うにあたり、「(1)1段階で改定する方式、(2)2段階で改定する方式 その1:均等に値上げ、(3)2段階で改定する方式 その2:初回でより多く値上げ」の3つの候補を考え審議しました。

審議を進め、委員全員の意見をもとに最終的な結論として、当審議会としては、「(2)2段階で改定する方式 その1:均等に値上げ」が望ましいとの結論にいたりました。一度に大きな負担を下水道使用者に求めるのは、現在の社会情勢からも難しいとの意見が多くだされました。

【審議事項③】使用料体系改定案の検討 …P19資料参照

目指すべき目標である、3,350円(1か月20 m³ 使用時)へ向けて第1段階2,600円(1か月20 m³ 使用時)になる800円の値上げを行うにあたり、4つの候補を考え審議しました。ケース①とケース②は、基本料金中心の値上げに対して、ケース③とケース④は、基本料金と超過料金の両方の値上げを行うものでした。今回の使用料適正化は、主に赤字解消(経費回収率の改善)のための安定的な収入確保を目的とするため、利用者全体が均等に負担する基本料金に重点を置き、超過料金については据え置きか、限定的な値上げにとどめることとして候補を設定しました。

審議が進む中で、超過料金の値上げを行うと、負担額の増加に大きな差ができてしまうことから、超過料金の値上げについては、第1段階の値上げでは望ましくないという意見が多数となりました。

そして、ケース①とケース②では、主に単身世帯の負担額の増加を緩和することができるケース②が望ましいということで、全員一致でケース②が望ましいという結論にいたりました。

【審議結果総括】

目指すべき使用料の水準は、理想形の1か月 20 m³ あたり3,350円が望ましいと決定はしたものの、現在の1,800円から3,350円への値上げは、将来性はあっても「市民負担が大きい」との認識のもとに決定せざるを得ませんでした。赤字の経費をどこかに付け回して、問題を先送りにはできるかもしれない。しかし、それでは審議会で審議する意味がない。これらのことから理想形を提案せざるを得ないとの判断となりました。様々な経営努力で、2段階目の使用料適正化で下げられる方法があれば、2段階目の時の審議会で修正していただきたい。私たちとしては、苦渋の判断ということでの理想形を提案させていただきました。

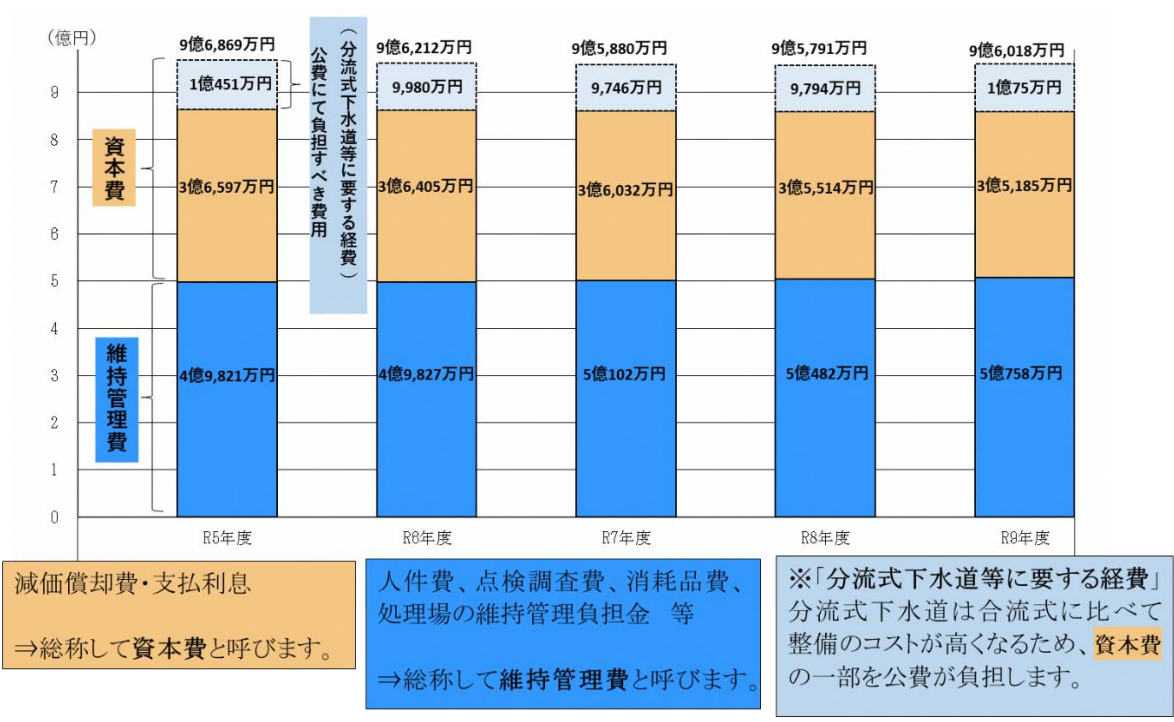
【審議経過】

	開催日及び会場	主な内容
第1回	令和4年1月31日(月) 桶川公民館3階大集会室	・下水道の歴史としくみ ・下水道事業の現状と課題
第2回	令和4年6月23日(木) 桶川市役所3階 303・304 会議室	・市長諮問 ・使用料適正化の必要性について
第3回	令和4年7月21日(木) 桶川市役所5階全員協議会室	・使用料適正化の検討 【審議事項①】 【審議事項②】
第4回	令和4年8月24日(水) 桶川公民館3階大集会室	・使用料適正化の検討 【審議事項③】
第5回	令和4年10月4日(火) 桶川市役所3階 303・304 会議室	・使用料適正化のまとめ ・答申書の作成
第6回	令和4年11月8日(火) 桶川市役所3階 303・304 会議室	・答申書の確認、完成 ・答申書提出

【審議経過に関する参考資料(審議会資料を基に作成しております)】

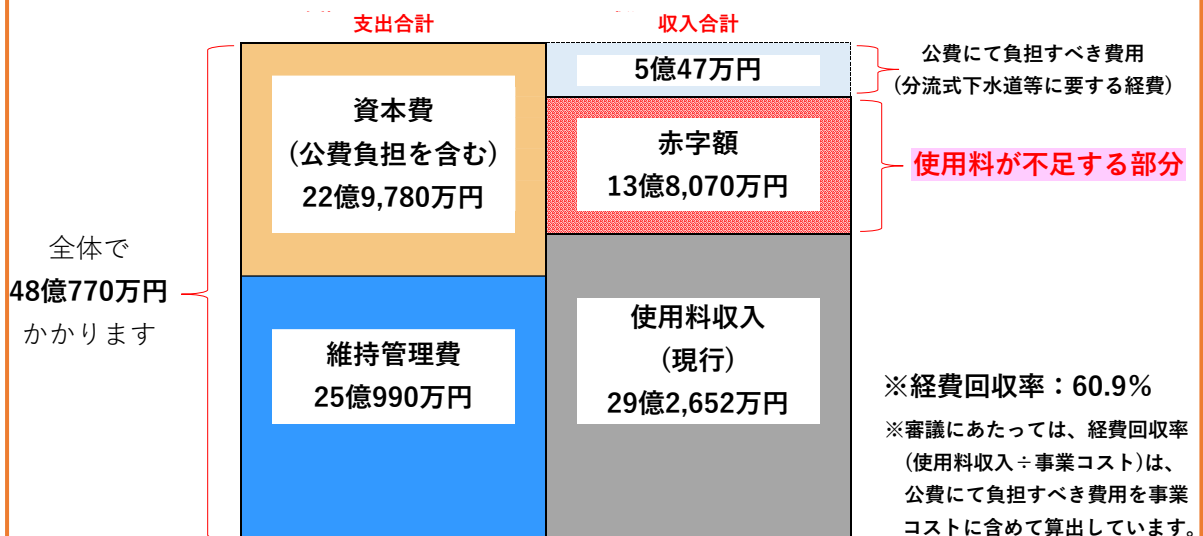
使用料対象経費の算定結果 < 第3回審議会資料5 >

令和5年から令和9年にかけて下水道事業コストは年間9億6,000万円前後で推移する見込みです。



収支の見通し < 第3回審議会資料6 >

収支の予測 (R5～R9 総額)

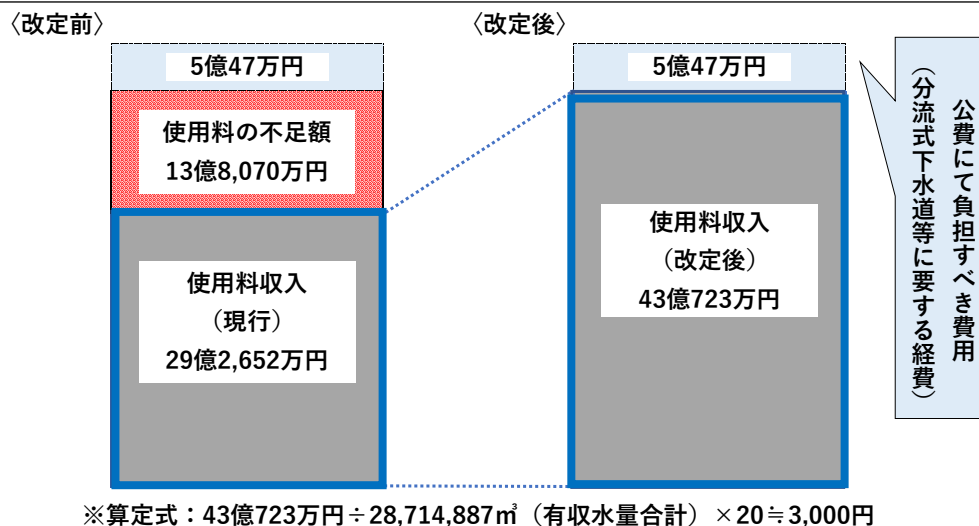


候補 A(目指すべき水準:標準形)

使用料対象経費を回収し、赤字を解消するうえでの**最低限**の水準

3,000 円:1 か月 20 m³ 使用時の使用料(税抜)

- ・1年あたりおよそ2億7,600万円(5年間で13億8,070万円)増収見込みです。
- ・経費回収率 60.9%→89.6%(28.7%増)

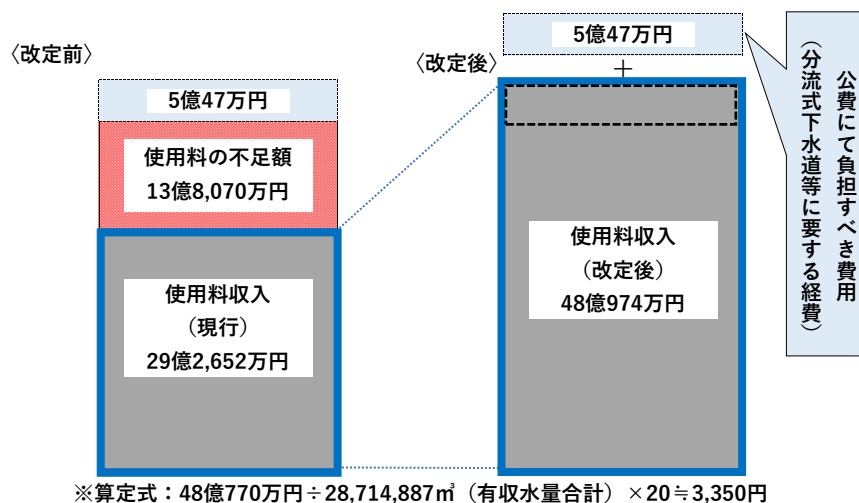


候補 B(目指すべき水準:理想形)

使用料対象経費を回収したうえで、**将来の更新投資分を確保**する水準

3,350 円:1 か月 20 m³ 使用時の使用料(税抜)

- ・1年あたりおよそ3億7,600万円(5年間で18億8,321万円)増収見込みです。
- ・経費回収率 60.9%→100%(39.1%増)



目標の達成方法について(審議事項②)＜ 第 3 回審議会資料8 ＞

1 段階で改定する方式について

候補 B 目標 3,350 円

(1)1度の改定で目標を達成する場合

	使用料 (/20㎡・月)	増加額	改定率	収入見込額 (1年間)	増加額 (1年間)	収入見込額(R5～R9合計)	増加額(合計)	経費回収率
現行	1,800円	－	－	5 億8,530万円	－	29億2,652万円	－	60.9%
改定後	3,350円	1,550円	86%	9億6,194万円	3億7,664万円	48億974万円	18億8,322万円	100%

2段階で改定する方式について

候補 B 目標 3,350 円

(2)2段階で改定する方式その 1:均等に値上げ

	使用料 (/20㎡・月)	増加額	改定率	収入見込額 (1年間)	増加額 (1年間)	収入見込額(R5～R9合計)	増加額(合計)	経費回収率
現行	1,800円	－	－	5 億8,530万円	－	29億2,652万円	－	60.9%
改定①	2,600円	800円	44%	7億4,658万円	1億6,128万円	37億3,293万円	8億641万円	77.6%
改定②	3,350円	750円	28%	9億6,194万円	2億1,536万円	48億974万円	10億7,681万円	100%

(3)2段階で改定する方式その 2:初回でより多く値上げ

	使用料 (/20㎡・月)	増加額	改定率	収入見込額 (1年間)	増加額 (1年間)	収入見込額(R5～R9合計)	増加額(合計)	経費回収率
現行	1,800円	－	－	5 億8,530万円	－	29億2,652万円	－	60.9%
改定①	2,700円	900円	50%	7億7,530万円	1億9,000万円	38億7,651万円	9億4,999万円	80.6%
改定②	3,350円	650円	24%	9億6,194万円	1億8,664万円	48億974万円	9億3,323万円	100%

・基本料金を中心に改定した場合

使用水量にかかわらず、全ての利用者が均等にご負担いただくことが特徴です。下水道事業は装置産業であり固定費が多く割合を占めるため、基本料金の改定により安定した収入の確保に努めることは重要です。今回の改定(第1段階)で回収する資金は、主に赤字解消を目的としたものであり、利用者全体への最低限のサービス維持に不可欠なものです。

・超過料金(従量)を中心に改定した場合

使用水量が多くなれば多くなるほどより多くご負担いただくことが特徴です。特に大口利用者のご負担が過大になります。ただし、大口利用者が撤退したり、より節水化に努めたりした場合は、増収の効果は限定的になります。そのため、安定した収入の確保ということに対しては、基本料金の改定に劣ります。

もともと従量制は、限られた施設能力の中で、大口使用者の多量排水を抑制することを主な目的としていました。

使用料体系の設定にあたってと、審議事項①及び②をふまえ、以下の4ケースを設定しました。〈第1段階目の改定について審議〉

ケース①:基本料金のみを値上げし超過料金は据え置き

ケース②:ケース①をベースに基本料金区分を変更

(1 m³ ～ 10 m³ /月)⇒(1 m³ ～8 m³ /月)

ケース③:基本料金・超過料金双方を値上げ

ケース④:ケース③をベースに基本料金区分を変更

(1 m³ ～ 10 m³ /月)⇒(1 m³ ～8 m³ /月)

※第2段階目の改定については、第1段階目の使用料改定後に、新たな使用料算定期間を設けて再度審議予定。

各ケースの特徴

ケース①:大口・小口を問わずすべての利用者の負担増加額が800円となります。

ケース②:8 m³ までの利用者の負担増加額が600円となり(ケース①より200円減)、10 m³ 以上の利用者の負担増加額も800円までに抑えます。

ケース③:10 m³ までの利用者の負担増加額が700円となりますが(ケース①より100円減)、30 m³ 以上利用すると900円以上の増加額となり、最大1,600円の増加額となります。

ケース④:8 m³ までの利用者の負担増加額が480円となりますが(ケース①より320円減)、30 m³ 以上利用すると900円以上の増加額となり、最大1,600円の増加額となります。

各ケースまとめ

【単位・円、1か月あたり、税抜き】

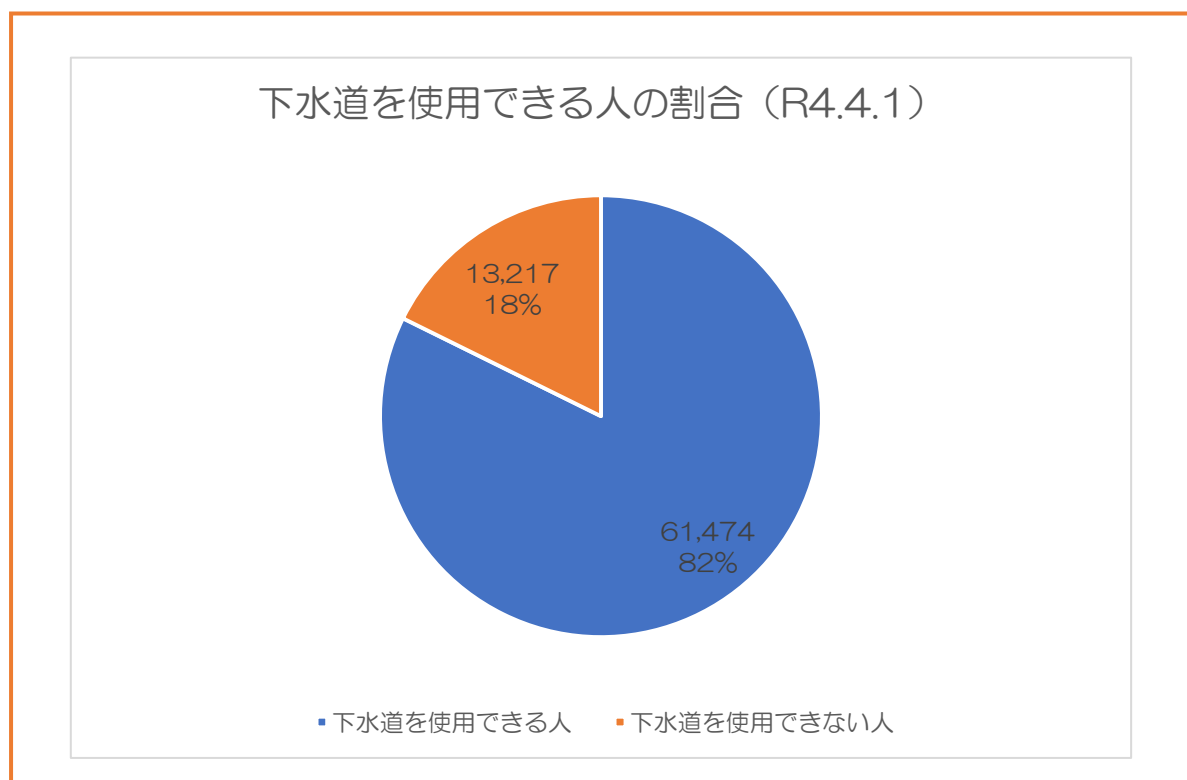
収支	現行	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④
使用料収入見込み (R5～R9)	29億2,652万円	41億3,009万円	40億4,297万円	41億531万円	40億1,271万円
汚水処理費	48億770万円	48億770万円	48億770万円	48億770万円	48億770万円
経費回収率	60.9%	85.9%	84.1%	85.4%	83.5%
料金表	現行	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④
1㎡～8㎡	700	1,500	1,300	1,400	1,180
9㎡～10㎡			100		110
11㎡～30㎡	110	110	110	120	120
31㎡～50㎡	120	120	120	130	130
51㎡～100㎡	130	130	130	140	140
101㎡～200㎡	140	140	140	140	140
201㎡～500㎡	150	150	150	150	150
501㎡～1,000㎡	160	160	160	160	160
1,001㎡～	170	170	170	170	170
使用料早見表	現行	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④
8㎡	700	1,500	1,300	1,400	1,180
9㎡	700	1,500	1,400	1,400	1,290
10㎡	700	1,500	1,500	1,400	1,400
17㎡	1,470	2,270	2,270	2,240	2,240
20㎡	1,800	2,600	2,600	2,600	2,600
30㎡	2,900	3,700	3,700	3,800	3,800
40㎡	4,100	4,900	4,900	5,100	5,100
50㎡	5,300	6,100	6,100	6,400	6,400
60㎡	6,600	7,400	7,400	7,800	7,800
70㎡	7,900	8,700	8,700	9,200	9,200
80㎡	9,200	10,000	10,000	10,600	10,600
90㎡	10,500	11,300	11,300	12,000	12,000
100㎡	11,800	12,600	12,600	13,400	13,400
300㎡	40,800	41,600	41,600	42,400	42,400
500㎡	70,800	71,600	71,600	72,400	72,400
1,000㎡	150,800	151,600	151,600	152,400	152,400
2,000㎡	320,800	321,600	321,600	322,400	322,400

【審議で使用した主な参考資料(抜粋)】

桶川市公共下水道事業の特性分析 < 第2回審議会資料3 >

桶川市公共下水道事業の特性分析（汚水の概要）				令和4年4月1日現在
番号	項目	内 容		備 考
1	建設事業開始年	昭和48年		下水道管の埋設工事を始めた年
2	経過年数	49年		
3	供用開始年月日	昭和56年4月1日		市民が下水道管を使えるようになった年月日
4	事業認可面積（ha）	828.00		下水道事業を行うため埼玉県知事に許可を得た面積
5	処理開始面積（ha）	809.31		下水道を使える面積、城山公園（10.4ha）の約78個分の面積
6	汚水ポンプ場数（箇所）	9		
7	整備率	97.7%		処理開始面積／事業認可面積
8	処理区域内世帯（世帯）	27,825		下水道の使用できる区域の世帯数
9	処理区域内人口（人）	61,474		下水道の使用できる区域の人口
10	処理区域内世帯人数（人）	2.2		処理区域内人口／処理区域内世帯
11	現在処理区域人口密度（人/ha）	76.0		100m×100m内の人口、40人以上が採算ライン
12	年間使用料収入（千円/年）	600,000	（6億円）	過去3年平均額
13	総事業費（千円）	30,328,498	（303億2,849万8,000円）	概算額、受贈財産を含まない（物価変動は考慮なし）
14	下水管布設延長（m）	247,573.59	（247.6キロメートル）	汚水管
15	管路1m当り工事費（千円）	122.5	（12万2,500円）	ポンプ場、処理場、その他費用を含む
16	1世帯当り工事費（世帯/千円）	1,090.0	（109万円）	ポンプ場、処理場、その他費用を含む
17	1人当り工事費（人/千円）	493.4	（49万3,400円）	ポンプ場、処理場、その他費用を含む
18	企業債残高（千円）	5,520,709	（55億2,070万9,000円）	借金残高
19	1世帯当り企業債残高（世帯/千円）	198.4	（19万8,400円）	1世帯当りの借金残高
20	1人当り企業債残高（人/千円）	89.8	（8万9,800円）	1人当たりの借金残高

下水道事業の基本的な考え方より(抜粋) < 第2回審議会資料5 >



桶川市の下水道使用動向

令和3年度 水量区分別の年間延べ件数・排水量・負担額の内訳(単位: %)

水量区分	件数(件)	比率	排水量(m ³)	比率	負担額(円)	比率
1m ³ ~8m ³	67,020	22.19%	325,165	5.51%	51,605,400	8.56%
9m ³	9,809	3.25%	90,794	1.54%	4,638,143	0.77%
10m ³	10,842	3.59%	100,348	1.70%	5,126,157	0.85%
11m ³ ~30m ³	181,851	60.24%	3,430,555	58.08%	304,620,650	50.52%
31m ³ ~50m ³	27,900	9.24%	1,009,356	17.09%	101,592,720	16.85%
51m ³ ~100m ³	3,150	1.04%	197,440	3.34%	21,887,200	3.63%
101m ³ ~200m ³	527	0.17%	72,520	1.23%	8,993,400	1.49%
201m ³ ~500m ³	588	0.19%	178,700	3.03%	24,335,400	4.04%
501m ³ ~1,000m ³	134	0.04%	96,742	1.64%	14,245,920	2.36%
1,001m ³ ~	146	0.05%	404,077	6.84%	65,889,890	10.93%
計	301,967	100.00%	5,905,697	100.00%	602,934,880	100.00%

- 件数は100m³/月までの利用者で全体の99.55%となっています。
- 101m³以上の利用者は、件数は1%未満ですが、負担額は18.82%を占めています。
- 一般世帯(平均2.2人)の1か月あたりの平均使用水量は17m³。
- 単身世帯の1か月あたりの平均使用水量は7.7m³。

【参考】浄化槽と公共下水道

浄化槽年間維持管理費と公共下水道年間使用料の比較

合併浄化槽(一般住宅)の年間維持管理費

清掃料(年1回)、保守点検(年3回)、法定点検(年1回)、
 ブロア電気料(浄化槽の中へ空気を送る)などの経費
年間約5万円~7万円(環境省の例示では5万9千円)

公共下水道の年間使用料

3,350円/20m³・1か月の場合
年間40,200円

(桶川市の一般世帯(平均2.2人)の1か月平均使用水量は、約17m³)

※ 使用料の適正化を行ってもなお、浄化槽に係る費用を下回ります。

桶川市公共下水道事業審議会委員名簿

	氏 名	備 考
会長	作山 康	1号委員 芝浦工業大学環境システム学科教授
副会長	檀原 武	1号委員 税理士
委員	白根 勉	1号委員 前桶川市都市整備部 部長
委員	糸井 政樹	2号委員 市議会議員
委員	仲又 清美	2号委員 市議会議員
委員	木村 良雄	3号委員 荒川左岸北部下水道事務所 所長
委員	小川 圭一	4号委員 桶川市区長会 会長
委員	木村 尚之	4号委員 桶川市商工会 副会長
委員	田中 二三子	4号委員 桶川市商工会 女性部部長
委員	吉田 洋子	4号委員 桶川市民生委員・児童委員 東第3地区 副会長

1号委員:学識経験のある者

2号委員:市議会の議員

3号委員:関係行政機関又は埼玉県職員

4号委員:受益者である市民